

佐賀市緊急通報システム利用申し込みについて

(1) 利用対象となる方

佐賀市に居住し、以下のいずれかに該当する方

- | |
|--|
| ① おおむね65歳以上の高齢者のみ又は日中独居(※)の世帯で、身体病弱な方
※) 日中独居：同居家族が仕事等により不在で、一人又は高齢者のみで過ごしている状態 |
| ② 緊急時に機敏な行動が困難な重度身体障がい者(1・2級)の方 |

(2) 利用に当たっての条件

設置には、ご自宅に固定電話の回線が必要です

※市役所や消防局から折り返しのご連絡を差し上げる場合もありますので、固定電話機もご用意ください。

※ひかり回線の場合、停電時には利用できません。

※ホームプラス電話、うちの電話など一部設置ができない電話回線もあります。

(3) 緊急通報システムの機器・料金等

固定電話	機器の種類	レンタル料
NTT 回線の方	  本体 ペンダント子機	418円/月 毎月の電話料金に加算して請求されます
NTT 以外の回線の方	  本体 ペンダント子機	550円/月 □座登録が必要です。 年2回(4・10月)、□座引き落としとなります。
その他の経費	設置工事の費用は、佐賀市が負担します。 ただし、電話線を延ばす等の利用者都合による工事費用や、利用者のあきらかな過失による機器故障の修繕費用は、利用者負担です。	
設置までの期間	お申し込みをいただいてから概ね1ヶ月程度	

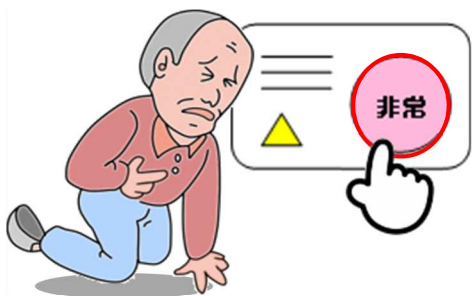
(4) 申し込み・問い合わせ

佐賀市役所高齢福祉課 長寿推進係 電話：40-7253

佐賀市緊急通報システム利用について

緊急通報システムは、高齢者の急病、発作等の緊急事態に、迅速な救急救命活動を行うために設置しています。

①発作、急病！緊急ボタンを押す



緊急通報システム本体または、ペンダント子機の緊急ボタンを押すと、消防局へ119番通報ができます。

②119番通報



消防局通信司令室へつながります
通報者へ状況確認し、必要であれば救急車が出動します。

《 親族 》

通報者の状況が分からないときや病院搬送時に連絡をします。

《 近隣協力者 》

通報者の状況が分からないときなどに、様子を見に行ってもらおう、依頼します。



③救急車出動！！

適切な救急救命活動のために・・・

- 申請時の登録内容に変更があった場合には高齢福祉課までご連絡ください。
(本人住所、電話番号、親族・近隣協力者の連絡先など)
- 日頃から親族や近隣協力者の方へ、近況や健康状態を知らせておくなど、いざというときに備えてください。